

令和 7 年 1 月 24 日

こども未来部保育政策課

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い、江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する。

なお、国の基準改正に迅速かつ確実に対応するとともに、制度運用の整合性と円滑な実施を図るため、府令の定めるところに準拠する形式を採用し、条例の全面的な改正を行う。

2 改正内容

保育所等の職員による児童虐待を発見した場合の通報等を義務化する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例案文

2 ページを参照。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める基準は、府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。